

歯なまるスマイルプランⅢ 目次

はじめに

第1章 長崎県の歯科保健計画の策定概要

1-6

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の根拠
3. 計画期間
4. 計画の理念
5. 他の計画との整合性
6. 計画の推進体制
7. 計画の構成
8. SDGs の目標

第2章 総論

7-17

- I 歯なまるスマイルプランⅡの最終評価 8
 1. ライフステージ対策
 2. 社会分野対策
- II 長崎県の歯科保健施策について 13
 - 長崎県歯科保健施策の基本的な方向性
 - (1) 歯科健（検）診の充実
 - (2) 継続した歯科疾患の予防施策及び個人のライフコースに沿った予防の機会の活用推進
 - (3) 生涯を通じた口腔機能の維持のための社会環境の充実

第3章 各論

18-59

- A. 歯・口腔に関する健康格差の縮小 19
- B. 歯科疾患の予防 27
- C. 口腔機能の獲得・維持・向上 37
- D. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健 . . . 42
- E. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備 45
 - E-1 長崎県の歯科口腔保健の推進体制の整備 45
 - E-2 歯科健（検）診の受診の機会及び歯科健（検）診の実施体制等の整備 51
- F. 大規模災害時の歯科口腔保健対策 58

第4章 目標一覧

60-67

(統計資料)

- ・ 歯科疾患実態調査のあらまし 69
- ・ 令和4年長崎県歯科疾患実態調査結果 71

(参考資料)

- ・ 長崎県保健医療対策協議会歯科保健部会運営要領 75
- ・ 長崎県保健医療対策協議会歯科保健部会委員名簿 76
- ・ 長崎県保健医療対策協議会歯科保健部会専門委員会運営要領 77
- ・ 長崎県保健医療対策協議会歯科保健部会専門委員会委員名簿 78
- ・ 長崎県における歯科保健業務指針 79
- ・ 地域歯科保健推進協議会運営基準について 83
- ・ 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例 84
- ・ 歯科口腔保健の推進に関する法律 88

＜コラム＞
 歯科保健関係で使用されている用語や県民に知ってもらいたい歯科保健に関する専門的な解説、紹介したい内容などについては、用語集のかわりに【コラム】で解説しています。

- ・ コラム1 歯科口腔保健パーパスとは 17
- ・ コラム2 かかりつけ歯科医を持つということとは 26
- ・ コラム3 むし歯とは 35
- ・ コラム4 根面むし歯とは 35
- ・ コラム5 歯周病とは 36
- ・ コラム6 「オーラルフレイル」について 41
- ・ コラム7 フッ化物によるむし歯予防について 50
- ・ コラム8 検査機器の一例（長崎県の事業で使用したことがある検査機器の紹介） . . . 57

※本計画書では、条文など原文のままに使う必要がある以外、県民にわかりやすいように下記の用語を同義として扱います。

「う蝕」 = 「むし歯」、「歯周疾患」 = 「歯周病」



※歯周病など病気を検査する目的の場合を「検診」といいます。本計画書では、国の計画での「歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）」との表記部分や「歯周疾患検診」など事業の正式名称は、「検診」と表記し、それ以外は「健（検）診」と表記します。

なお、学校歯科検診においては、全体の健康診断の中で、特定の病気（歯科疾患）を探す「検診」という考え方で過去から「学校歯科検診」と使用されています。

「よ坊さんと歯っぴい龍（はっぴいじゃ）」